● 2013 年 5 月号解題

日本の高度成長と労働

『日本労働研究雑誌』編集委員会

1955年から1973年にかけての高度経済成長期には、 年平均10%前後のGDP成長率が実現された。本特集 は、労働がこの高度成長をどのように支えてきたのか を様々な角度から検討する。これは、労働市場機構と それを補完する制度が経済成長に対して与える影響を 明らかにしたいという学問的な問題意識と、安定成長 期を経て低成長期に入った環境の中で必要な制度改革 に関しての示唆を得たいという政策的な問題意識に基 づいている。目標に沿う形で各分野の第一線で活躍す る研究者に寄稿いただいた。以下に各論文の内容と特 集における位置づけを紹介しよう。

上島康弘氏による「賃金格差と人的資本」は高度成 長期を人的資本の蓄積が急速に進んだ時期として整理 している。分析によれば、高校進学率が上昇し学校教 育を通じた人的資本の蓄積が進むと同時にオンザジョ ブの人的資本蓄積も進んだ。急速な人的資本の蓄積は 経済成長を支えると同時に、人的資本の供給増加に伴 う人的資本価格の低下をもたらし平等な賃金分配を実 現し、高度成長期を一億総中流の時代ともした。そし て、労働の質を賃金で代理させることで労働者の質の 向上を時系列的に分析すると、教育を通じた人的資本 蓄積よりもオンザジョブでの人的資本蓄積が重要な役 割を果たしていたことが明らかになる。人的資本蓄積 が全体としての経済成長に果たした役割は限定的で資 本蓄積や技術進歩が果たした役割が大きいものの、技 術進歩は技能偏向的で中卒労働者よりも高卒労働者へ の需要を伸ばすものであった。この高卒労働者への需 要増加に対して供給増加が応えることで学歴間の賃金 格差は拡大しなかった。学校教育と職場教育の双方が 相まって高度成長と一億総中流を同時に実現したこと が俯瞰的に整理されている。

宮澤健介氏の「高度経済成長と学校資本蓄積」は経済成長と学校教育による人的資本蓄積の関係を考えるにあたっては二つの見方が重要だとする。一つの見方は経済成長を根源的に規定するのは技術進歩など全要

素生産性の向上であり、結果として人的資本の収益率が上昇し人的資本蓄積が進むという経済成長の近接要因としての学校教育という見方である。もう一つの見方は、学校教育の充実が教育効果の外部性などを通じて経済成長をもたらすとする学校教育を基本要因ととらえる見方である。どちらの見方に基づくものがより重要かを見分けるために数多くの研究をサーベイし、学校教育は経済成長にとっての近接要因であり基本要因とは認めがたいという結論を得ている。日本についても学校教育はあくまでも経済成長の近接要因であり、基本要因ではないとの結論を得ている。

伊藤彰浩氏の「高度成長期と技術者養成教育」は高 度成長を支えた技術者を高等教育機関がどのように供 給したのかを論じている。高度成長期は製造業部門の 生産する付加価値の急速な増加によって特徴づけら れ、これを支える技術者供給増が求められた。この需 要増に対応するため、技術者を養成する高等教育機関 は、数度にわたる高等教育拡充計画を通じて定員を拡 大してきた。これらの計画は一見すると計画経済的な 色彩を帯びているが、産業界からの要請にこたえる形 で政府が策定してきたものであり、その要請にこたえ て大幅に定員を増加させたのが私立大学であったこと が指摘される。これは学校教育の拡大が経済成長の結 果であり、原因ではないとする宮澤論文の主張とも重 なっている。同時に、技術者需要の増加が高等教育機 関の定員拡充に結び付く制度的プロセスが丁寧に説明 されていて政策過程を分析することの重要性も教えて くれる。

上島論文で指摘されているように、高度成長の過程における人的資本蓄積は学校教育を通じたものよりもオンザジョブトレーニングを通じたものが重要であった。しかし身に着けた技能を武器に労働者が転職するということが一般的でない労働市場ではオンザジョブでの技能形成を労働者に促すことは容易ではない。転職機会が限定されている労働者の足元を見た企業が、

2 No. 634/May 2013

技能に見合った待遇を用意しないというホールドアップ問題が起こるためである。森口千晶氏による「日本型人事管理モデルと高度成長」は、著者自身によるものを含む数多くの歴史分析を俯瞰することによって、ホールドアップ問題を解決するために日本企業は「正社員」と暗黙の契約を結び、その契約が自律的なものとなるよう内部昇進や労使協議といった人事システムを作り上げていったことを明らかにしている。論文の中ではいわゆる日本型雇用慣行の経済合理性とその合理性を成立させるための経済環境が解説され、日本型雇用慣行の特徴がその中でどのように位置づけられるかが整理されている。

森口論文が指摘するように日本型雇用慣行のカギに なるのが企業と労働者の間の信頼関係であるが、これ を担保したのが企業別労働組合であった。しかしなが ら、社会全体における使用者と労働者の利害対立が先 鋭化する中では、各企業における良好な労使関係の存 立基盤も脅かされることになる。戎野淑子氏による 「高度経済成長期における労使関係」は各企業におけ る労使関係を包摂するマクロ的な労使関係に目を向け ている。なかでも1955年に設立された日本生産性本 部が労使協調の下で生産性を向上させ、その果実を労 使で公正な形で分配するという労使関係のあるべき姿 を三原則という形で理論化し、その啓蒙を行ったこと の役割を積極的に評価している。また同時に労働者へ の分配を決める制度として春闘にも積極的な評価を与 えている。そのうえで、現下の経済環境の変化を前提 に新たな労使関係をいかに構築するかが重要であると 結んでいる。

続く石田眞氏による「高度成長と労働法」は高度成長期にその重要性が増した日本型雇用慣行の諸側面を受けて労働法がどのような変容を遂げたかを概念的に整理している。まず、経済環境の変化に対する雇用システムの変化を、労働市場との関係で整理した外的柔軟性、企業内の人事制度との関係で整理した内的柔軟性の二つの柔軟性に整理して、日本の労働法は外的柔軟性を持たない分、内的な柔軟性を持つシステムであったとしている。そして、高度成長期に完成度を高めた雇用慣行が労働法に与えた影響を採用、解雇、人事異動といった側面から検討し、大企業を中心に成立した日本型雇用慣行をなぞる形で判例法理が確立して

いく様を明らかにしている。一方で、判例法理の現実 経済への影響について、判例法理が中小企業における 雇用慣行にどの程度の影響を実際に与えたかについて は明確な言及が避けられている。この点を重視すれ ば、労働法の現実経済への影響を限定的なものとみな すこともできよう。しかしながら、判例法理が大企業 の労働者と企業の間の信頼に基づいて成立する自律的 均衡(森口論文)を強固なものとしたのは確かであろ う。そのため、日本型雇用環境が揺らぎつつある中 で、高度成長期に形成された判例法理の幾つかが実定 法化されたことの意義を慎重に検討する必要がある。

高度成長は農業部門から製造業部門への労働力の急 速な移動によって支えられてきたが、それは労働力の 地理的な移動を伴うものであった。攝津斉彦氏による 「高度成長期の労働移動」は、労働力の地理的な移動 において市場機構と職業安定行政が果たした役割につ いて既存の研究成果をもとに論じている。それによる と職業安定所に形成された全国需給調整会議を通じた 広域職業紹介システムは 1950 年代から 1960 年代にか けての中卒新卒労働者の地域間の需給調整において重 要な役割を果たしたとされる。また、労働省職業安定 紹介にかんする就職状況表を利用し、職業安定所経由 の労働移動が貧しい都道府県から豊かな都道府県への 労働移動を促したことを示している。この結果は労働 市場の求める方向を後押しするように政府による労働 市場への介入が行われたことを物語っている。

本特集に集められた諸分野の論文を俯瞰すると,高度成長期には海外技術の導入などに牽引された技術進歩が労働の質や量の調整を求め,それをうまく実現するために教育,人事制度,労使関係,法制度,需給調整制度が調整されていったという時代の姿が浮かび上がるようにおもわれる。社会経済環境の変化という潮目を的確に読み取って,その変化をスムーズに後押しする諸制度を設計していくという考え方が重要であることを高度成長の経験は私たちに教えてくれているようだ。